

総務常任委員会の所管事務調査について（案）

令和 5 年 8 月 4 日

1 調査事項

持続可能な消防団体制のあり方に関する提言書を踏まえた消防組織の強化と地域防災力の向上について

2 調査理由

- ・全国各地で豪雨等による災害が多発する中、消防団は、地域防災の中核として欠くことのできない代替性のない存在として位置づけられており、その充実強化は喫緊の重要課題である。
- ・令和 5 年 2 月に提出された消防団体制のあり方に関する提言書を受けて、現在、市では具体的な方向性を決定していく段階にあるため

3 目的

地域防災力の中核である消防団の施設・設備等に関する調査を行い、消防組織強化と地域防災力の向上に向けて、消防団待機宿舎の拠点化における課題を中心に、持続可能な消防団体制のあり方について研究し、また必要に応じて提言をすること。

4 期間

調査終了まで

5 方法

委員会の協議により、所管課に報告や必要な資料の提出を求めるとともに、必要に応じて参考人招致等を行い、報告書を作成する。

6 スケジュールのイメージ

8 月 4 日	・ 調査事項、目的、期間、方法等の決定
9 月 7 日 (第 1 回)	・ 持続可能な消防団体制のあり方に関する提言書の概要と消防団待機宿舎の拠点化等について【消防課】
閉会中 (11 月) (第 2 回)	・ 参考人招致による意見交換 (未定)

12月定例会中 (第3回)	・第1回から第2回を踏まえた調査
閉会中(1～2月) (第4回)	・報告書の検討
3月定例会	・総務常任委員長報告

7 参考条文

(1) 小田原市議会会議規則 第70条(所管事務等の調査)

常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(2) 小田原市議会基本条例 第11条(専門的知見の活用)

議会は、審査、諮問または調査のために必要があると認めるときは、議決により、有識者等で構成する機関を設置し、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条の2に規定する調査をさせ、専門的知見の活用に努めるものとする。

(3) 小田原市議会委員会条例 第28条(参考人)

委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。